書　　き　　方

1　この届出書は、①所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合、又は、②所得税の国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る 65 万円の青色申告特別控除の適用及び特例国税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に関し修正申告等があった場合において電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第８条第４項（過少申告加算税の軽減措置）の規定の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

※　特例国税関係帳簿・・・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（この届出書において「規則」といいます。）第５条第１項（軽減された過少申告加算税の対象となる国税関係帳簿）に規定する特例国税関係帳簿（所得税法施行規則第 58 条第１項（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿（財務大臣の定める取引に関する事項（注）の記載に係るものに限ります。）又は消費税法第 30 条第７項（仕入れに係る消費税額の控除）、第 38 条第２項（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）、第 38 条の２第２項（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）及び第 58 条（帳簿の備付け等）に規定する帳簿）をいいます。

（注）上記の「財務大臣の定める取引に関する事項」とは、下表のとおり、所得税に係る帳簿の種類に応じて、それぞれ以下の事項となります。

所得税に係る帳簿の種類	財務大臣の定める取引に関する事項
不動産所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①　手形（融通手形を除きます。以下、本表において同じです。）上の債権債務に関する事項 ②　上記①以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ③　所得税法第２条第１項第 19 号に規定する減価償却資産及び同項第 20 号に規定する繰延資産（以下、本表において「減価償却資産等」といいます。）に関する事項 ④　収入に関する事項 ⑤　費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得を除きます。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①　手形上の債権債務に関する事項 ②　売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ③　買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含みます。）に関する事項 ④　上記①～③以外の債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ⑤　減価償却資産等に関する事項 ⑥　売上げ（加工その他の役務の給付その他売上げと同様の性質を有するもの及び家事消費その他これに類するものを含みます。）その他収入に関する事項 ⑦　仕入れその他費用に関する事項
事業所得（農業から生ずる所得に限ります。）を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①　債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ②　減価償却資産等に関する事項 ③　収入に関する事項 ④　費用に関する事項
山林所得を生ずべき業務につき備え付ける帳簿	①　債権債務に関する事項（当座預金の預入れ及び引出しに関する事項を除きます。） ②　減価償却資産等に関する事項 ③　山林の伐採・譲渡・家事消費その他これに類するものの収入に関する事項 ④　費用に関する事項

※　所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 11 号）による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律により電磁的記録による保存等の承認を受けている国税関係帳簿又は国税関係書類について、電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、この届出書ではなく、「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」を提出してください。

※　この届出書により上記②の適用を取りやめる旨を届け出た場合には、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」を提出する必要はありません。

2　上記１①又は②の適用を取りやめようとする場合には、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

なお、この届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、既に提出された上記１①又は②の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失います。